

(目的)

国立大学法人一橋大学(以下「本学/一橋大学」)は、日本および世界の自由で平和な政治経済社会の構築に資する知的、文化的資産を創造し、その指導的担い手を育成することを使命とし、充実した研究基盤を確立し、新しい社会科学の探究と創造の精神のもとに、独創性に富む知的、文化的資産を開発、蓄積し、広く公開することを理念として掲げている。

本ポリシーは、以上の理念のもと、一橋大学における研究データの管理・公開・利活用ポリシーとして以下の原則を定める。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする「研究データ」①とは、デジタル・非デジタルを問わず、本学の研究に関する学術活動の過程で収集または生成された情報を指す。

(研究データの管理)

2. 一橋大学において研究に携わる者②は原則として、本人が収集または生成した研究データ管理を行う権利と責務を有し、それぞれの研究分野における法のおよび倫理的要件に従って③適切に管理しなければならない④。

(研究データの公開における責務)

3. 一橋大学において研究に携わる者は、研究データが、論文などと同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、前項に掲げる範囲内において、学術データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する⑤。

(研究データの公開における大学の責務)

4. 一橋大学は、研究者による研究データの管理、公開および利活用を支援する環境を整備⑥する。

① 研究データ

・本ポリシーにおける研究データとは、研究活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタル・非デジタルを問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解

析または加工した作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、等がある。

・本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究や施設・設備の利用等により、一橋大学において行った研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。ただし、どの範囲までを本ポリシーの適用範囲とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なると考えられることから、それらを考慮し、他機関の研究者と協議し、研究データの管理者を定めた上で、当該管理者が決めることとする。学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。

・「収集したデータ」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、書物、作品など）が含まれる場合があるが、それらは法により保護されており、それらが持つ権利は本ポリシーに優先して当然守られなければならない。

・研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、一橋大学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

② 研究に携わる者

・本ポリシーにおける研究に携わる者とは、一橋大学の教職員、学生その他本学において研究活動を実施する全ての者をいう。教育を受けることや研究・教育活動を事務的に支援することは「研究活動を実施する」に該当しない。

③ 法的小よび倫理的要件に従って

・研究データを管理する際は、法令および一橋大学の規程上許される範囲にとどまるべきはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。データ管理の際には、国や国際的な研究倫理指針や研究開始時における契約、本学における規程等、特段の定めがある場合は、その定めに従うことが必要である。なお、研究データを収集または生成した者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取り扱いをあらかじめ決めなければならない。

・本ポリシーを制約する主なものとして、次のようなものがあげられる。

- 一橋大学における研究活動に係る行動規範
- 一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則
- 一橋大学における人を対象とする研究の倫理規則
- 国立大学法人一橋大学共同研究取扱規則
- 国立大学法人一橋大学受託研究取扱規則

- 国立大学法人一橋大学個人情報保護規則
- 国立大学法人一橋大学情報資産管理規則
- 国立大学法人一橋大学知的財産規則
- その他、各研究分野等における関係法令

④ 研究データ管理

- ・研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取り扱いを定め、これを実践することをさす。

⑤ 可能な限り研究データを公開

- ・本ポリシーにおける「公開」とは、保存する研究データを、利用者を限定せず利用を許可する「一般公開」と、限定された利用者によりのみ利用を許可する「共有」とを含む概念とする。「公開」しない場合は、「非公開」となる。公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましい。研究データの公開に際しては、⑥の3のデータリポジトリを利用することを原則とする。

⑥ 研究データの管理・公開および利活用を支援する環境を整備

- ・一橋大学が研究データの管理ならびに公開および利活用に提供する支援環境として以下が考えられる。
 1. 研究データを管理するためのプラットフォームを提供する。
 2. 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
 3. 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
 4. 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
 5. 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用を支援する。
 6. 研究データに関する契約、法務等を支援する。
 7. 研究データ管理の取り組みを奨励し、また実績を評価する。
 8. 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
 9. 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。
 10. 社会状況や学術状況の変化あるいは法および倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。